

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織（資料1-1-1～3参照）

I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、更に、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第2項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、29年度末現在、全体で一般職1,575名及び特別職5名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制となっている。

II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については、特命担当大臣を置き、これらの事務を掌理することとされている。

III 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

第2節 金融庁の組織再編（資料1-2-1～3参照）

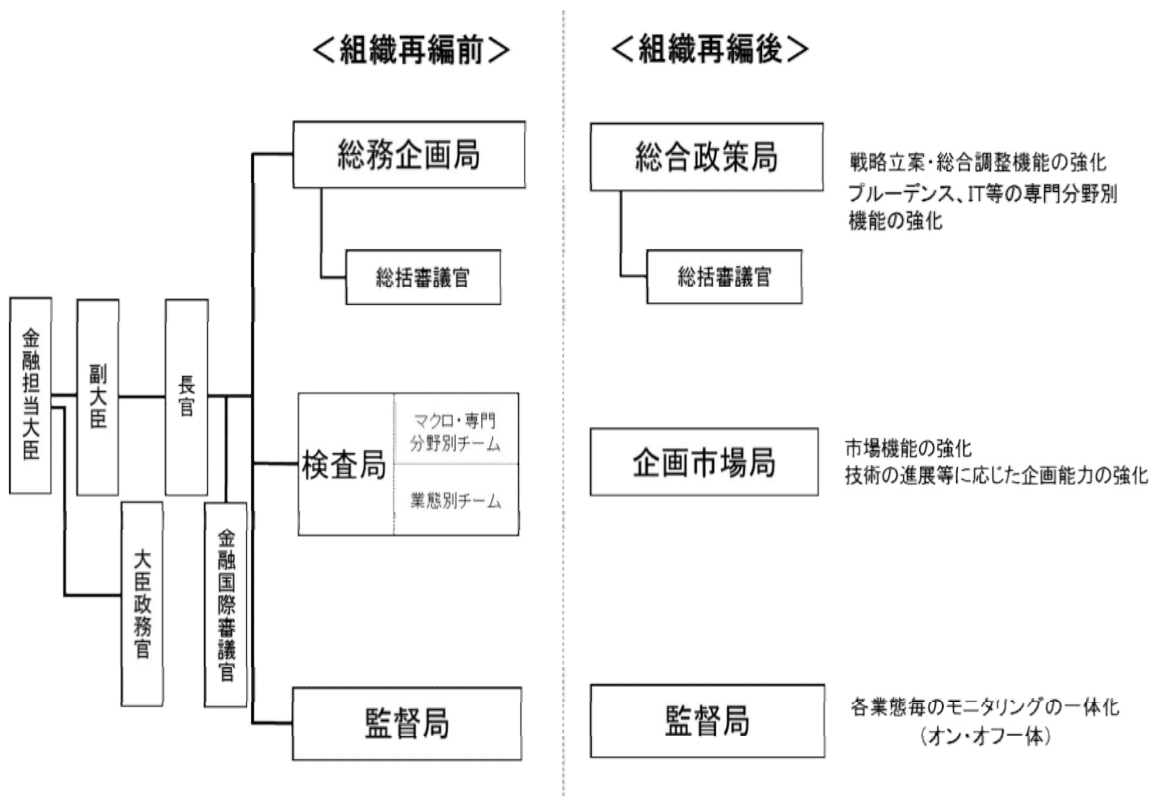
金融庁が発足した当時に課題であった不良債権問題等は現在では収束し、金融行政が抱える課題も、金融仲介機能の一層の発揮やつみたてNISA等による長期・積立・分散投資の定着による家計の安定的な資産形成の促進、更には、IT技術の革新等に対応する制度設計などへと変化してきた。こうした新しい課題に的確に対応していく観点から、平成30年7月17日に組織再編を行った。

具体的には、総務企画局及び検査局を廃止する一方、総合政策局及び企画市場局を新設し、監督局と併せて3局体制とした。

総合政策局においては、金融行政全体を俯瞰し、全庁的な金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能を強化するとともに、金融システム全体のリスクや業態横断的な課題に対応するため、プルーデンスやIT、リスク管理等の専門分野別機能を強化する。また、企画市場局においては、市場機能の強化や技術の進展等に応じた制度等の施策の企画能力を強化する。更に、監督局においては、金融機関との継続的な対話を効果的・効率的に行うため、業態ごとのオンサイトモニタリング（検査）とオフサイトモニタリング（監督）を一体化する。

なお、今回の組織再編にあたり、証券取引等監視委員会や公認会計士・監査審査会の組織及び所掌事務に変更はない。

<組織再編後の体制>



第3節 平成30年度の体制整備（資料1-2-2～3参照）

現下の政策課題に的確に対応すべく、20人の増員を行い、13人の定員合理化減等により、7人の純増となった。また、政策立案参事官及び参事官（フィンテック担当）の設置等の体制整備を行うこととした。

- 金融行政の戦略立案機能の強化〔4人〕
－証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進等
- 金融行政の専門性の向上〔2人〕
－マネー・ローンダリングなど業態横断的な課題への対応強化
- フィンテック対応・企画能力の強化と市場機能の向上〔5人〕
- 実効的な監督・監視体制の整備〔6人〕
－電子決済等代行業者・高速取引行為者などへの対応強化
- その他〔3人〕

【定員の推移】

定員の推移	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
増員(A)	25	22	19	18	20
定員合理化減等(B)	▲16	▲12	▲14	▲14	▲13
純増(A-B)	9	10	5	4	7
年度末定員	1,556	1,566	1,571	1,575	1,582